

4 初教課第 4 6 号
令和 5 年 3 月 1 6 日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課長 殿
構造改革特区特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
常盤木 祐 一

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
山 田 泰 造

爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化に関する
警察庁からの依頼について（通知）

G 7 広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事等に向け、テロ等の違法行為の未然防止に万全を期すため、学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化について、別添のとおり、警察庁から文部科学省に対し協力を依頼されています。

昨年 7 月 8 日、安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃されるという重大事件が発生し、使用された爆発物については、インターネットを通じて調達した化学物質で製造された旨が報じられたほか、近時、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が複数発生しております。

また、これまでも「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について（通知）（平成 31 年 1 月 15 日付 30 初教課第 32 号）」などにより、関係法令等を遵守した適切な対応をお願いしてきているところですが、過去には、学校に保管されている化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案も発生しており、今後も、爆発物を使用したテロ等違法行為が行われることが強く危惧されます。

このため警察では、爆発物の原料となり得る化学物質 11 品目（硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）への対策を推進しており、これらの化学物質の学校等における管理強化を一層推進することが求められています。

つきましては、今回の依頼の趣旨を踏まえ、以下の点に留意し、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、学校に保管されている上記 11 品目を含む毒物、劇物等の化学物質に関し、改めて保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等の周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

1. 化学物質等の現在の保管状況の把握、定期的な数量の確認及び簿冊等による確実な管理を行うこと
2. 施錠設備のある保管場所への保管及び確実な施錠を行うこと
3. 児童、生徒、学生等のみでの保管場所への立入り及び取扱いを禁止すること
4. 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号）第 17 条第 2 項に基づき、取扱いに係る化学物質等が盗難に遭い、又は紛失したときは、当該化学物質の悪用を防ぐため、直ちに警察署に届け出ること
5. 児童、生徒、学生等に対し、化学物質等の誤った取扱いによる危険性等について、指導を行うこと

（参考①）厚生労働省関連 URL（毒物劇物の安全対策）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

（参考②）これまでに発生した学校等に保管されている毒物、劇物等の化学物質を窃取された事案等の報道等

○平成 28 年 1 月 宮崎県 高校の化学準備室の硫酸等が窃盗された事案

宮崎県内の高校において、1 階の窓ガラスが割られていることを職員が発見し、警察へ通報。化学準備室のドアが破壊され、室内から硫酸の入った 500 ミリリットルの瓶 3 本や、硝酸の入った 500 ミリリットルの瓶 3 本等が盗まれていた。

○平成 30 年 1 月 静岡県 中学生が水銀を学校から持ち出し飛散させた事案

中学校生徒が理科の実験で使う水銀約 500 グラム（40CC）を持ち帰り、自宅敷地内に誤って落とし、飛散。水銀は通常、薬品庫に施錠して保管され、記録簿にその使用日を記入するが、教諭は記入を怠っていた。

○平成 30 年 8 月 愛知県 高い殺傷能力を持つ爆発物を製造した事案

過酸化アセトン（TATP）や四硝酸エリスリトール（ETN）を製造したとして、爆発物取締罰則違反等の容疑で大学生を逮捕。逮捕前に、同人は名古屋市内の公園で爆発実験を複数回行っていった。逮捕後、原料について「多くは、通っていた高校から取ってきた」と供述。

(参考③) 「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化に関する警察庁からの依頼について(通知)」に関するQ&A

Q 1 「定期的な数量の確認及び帳簿等による確実な管理」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

A 爆発物の原料となり得る化学物質等の管理にあたっては、品目、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量等が記入できる管理簿等を備え、化学物質等の使用の際にはそれらを遺漏なく記入するとともに、定期的に化学物質等の数量と管理簿等との照合を行うなどの対応が求められる。

Q 2 「施錠設備のある保管場所への保管及び確実な施錠を行うこと」のうち、施錠設備のある保管場所とはどのような場所を想定しているのか。

A 爆発物の原料となり得る化学物質 11 品目については、施錠設備のある理科準備室等に保管する必要がある。さらに、上記 11 品目のうち、劇物に指定されている品目については、金属製ロッカー等の専用保管庫に保管し、一般の薬品とは別の保管とする必要があること、盗難等防止のための施錠を行い、鍵は管理責任者が責任を持って管理することなどの対応が求められる。

(爆発物の原料となり得る化学物質 11 品目)

劇物：硫酸、塩酸、過酸化水素水、硝酸、塩素酸カリウム及び塩素酸ナトリウム
劇物以外の化学物質：尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム

Q 3 「児童、生徒、学生等のみでの保管場所への立入り及び取扱いを禁止すること」とは、どのようなことを想定しているのか。

A 児童、生徒、学生等のみで、薬品等が保管されている理科準備室等へ立ち入り、爆発物の原料となり得る化学物質等を含めた薬品等を取り扱うことを禁止するものである。

Q 4 薬品等の保管管理について留意すべきことは何か。また、学校で学習指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物は何か。

A 日常から、薬品等の管理責任者等が薬品の保管状況や保管庫の施錠状況を確認するなど気を配ることが重要である。また、保管庫のある理科準備室等に教員等が在室していない場合は確実に施錠をするなど管理の徹底を図ることが求められる。

なお、上記 11 品目のうち、劇物に指定されている品目については、平成 12 年 1 月 11 日付け 10 文初高第 50 号「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」の別紙 1（5・6 ページ）にある点検項目を参考に点検等を実施するとともに、教育委員会等においては、これまでと同様に、その対応状況を把握し、状況に応じて必要な措置を講ずることが求められる。また、学校で学習指導上、理科において一般的に扱われている主な毒物及び劇物については、今回示す別紙 2（7 ページ）を参照すること。

(別紙1) 学校における毒物及び劇物の保管管理に関する点検項目

点検項目	対応状況		整備等がなされていない場合の今後の改善計画
1 専用保管庫の設置			
①専用保管庫が整備されているか。	ア 整備されている	イ 整備されていない	
②保管庫は鍵のかかるものとしているか。	ア 鍵のかかるものである	イ 鍵はかからない	
③保管庫は毒劇物専用のものでし、一般薬品等との区分収納がなされているか。	ア 区分収納している	イ 区分収納していない	
④保管庫以外のものに保管されていないか。	ア 保管庫以外にはない	イ 保管庫以外にもある	
2 保管庫の施錠			
①保管庫の施錠に関する確認や点検は責任ある者が行っているか。	ア 責任ある者が行っている	イ 各教職員が個々に行っている	
②鍵の保管について管理責任者を定めて管理しているか。	ア 管理責任者が管理している	イ 管理責任者を定めていない	
③保管庫の施錠に関して、教職員に注意喚起を行っているか。	ア 注意喚起している	イ 特に行っていない	
3 保管庫及び容器への表示			
①保管庫及び容器に毒物・劇物等の表示をしているか。	ア 表示している	イ 表示していない	
②毒劇物の名称等について明示されているか。	ア 明示されている	イ 明示されていない	
4 管理記録の整備			
①管理簿等を備えているか。	ア 備えている	イ 備えていない	
②管理簿等に品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量が適切に記入されているか。	ア すべて記入されている ウ 記入していない	イ 一部記入している	
③毒劇物が適正に使用されたかどうかの確認が行われているか。	ア 確認している	イ 確認していない	
④定期的に数量と管理簿等の照合を行っているか。	ア 定期的に行っている ウ 行っていない	イ 随時行っている	
5 地震等の災害に対する対策			
①地震等による転倒の可能性のある保管庫について、転倒防止措置を講じているか。	ア 措置済みである	イ 措置していない	
②保管容器に転倒防止措置を講	ア 措置済みであ	イ 措置していな	

じているか。	る	い	
6 管理体制の充実			
①取扱要領等校内規程の整備が行われているか。	ア 校内規程を定めている	イ 特に定めていない	
②管理責任者の指定等が行われているか。	ア 指定している	イ 指定していない	
③保管状況の確認などの定期的検査が行われているか。	ア 定期的に検査している ウ 検査していない	イ 随時検査している	
④保管管理や理科の実験などの授業中の取扱いについて、教職員に啓発・指導は行われているか。	ア 行っている	イ 行っていない	
⑤毒物及び劇物の危険性や適正な取扱いについて、児童生徒に指導は行われているか。	ア 指導している	イ 指導していない	
7 廃棄処理			
長期間保存されている毒物・劇物等で今後も使用の見込みがないものについて、適正な方法により、速やかに廃棄しているか。	ア すべて廃棄している ウ 廃棄していない	イ 一部廃棄している	

(注) 「整備等がなされていない場合の今後の改善計画」の欄には、今後、いつまでにどのような整備等の改善を行う予定であるかを記入すること。

(別紙2) 学校で学習指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物について
 [◎は小・中・高等学校等、○は中・高等学校等、無印は高等学校等に多いものを示している]

理科

【毒物に指定されているもの】

薬品名	実験例
黄燐	同素体の観察・実験
フッ化水素酸	ガラスの溶解
水銀	トリチェリーの実験(大気圧の測定)

【劇物に指定されているもの】

薬品名	実験例
◎塩酸	水素の発生、金属との反応、中和反応、アンモニアの検出
◎アンモニア水	水溶液の性質、塩化水素の検出
◎過酸化水素水	酸素の発生
◎水酸化ナトリウム	水の電気分解、金属との反応、中和反応
◎メタノール	アルコールランプの燃料、アルコールの性質
○硫酸	水素の発生
○ヨウ素	ヨウ素デンプン反応
○塩化バリウム	イオンの反応
○硫酸銅、塩化銅	電気分解
酢酸鉛	タンパク質の性質
硝酸銀	銀鏡反応、電気分解
硝酸	窒素酸化物の発生
水酸化カリウム	中和反応
ナトリウム	アルカリ金属の性質
ホルマリン	銀鏡反応、高分子化合物の合成
塩化亜鉛	イオンの反応、乾電池の製作
カリウム	アルカリ金属の性質
四塩化炭素	気体の分子量の測定
臭素	酸化還元反応
フェノール	フェノール樹脂の合成
ニクロム酸カリウム	アセトアルデヒドの生成
アニリン	芳香族化合物の性質

(参考④：前回発出した同趣旨の通知を以下添付します。)

爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について（通知）

30 初教課第 32 号
平成 31 年 1 月 15 日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長、
各都道府県私立学校主管課長、
附属学校を置く各国立大学法人学校事務主管課長、
構造改革特区特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長宛て

文部科学省初等中等教育局教育課程課長、
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 通知

2020年開催のオリンピック・パラリンピック東京大会等に向け、テロ等の違法行為の未然防止に万全を期すため、学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等について、別添のとおり、警察庁から文部科学省に対し協力を依頼されています。

これまでも平成27年3月27日付26初教課第90号「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について（通知）」などにより、関係法令等を遵守した適切な対応をお願いしてきているところですが、近年、学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案等が発生しており、今後、爆発物を使用したテロ等の違法行為が行われる可能性も否定できないと考えられます。

このため警察では、爆発物の原料となり得る化学物質11品目（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）への対策を推進しており、これらの化学物質の学校等における管理強化等を一層推進することが求められています。

つきましては、今回の依頼の趣旨を踏まえ、以下の点に留意し、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、学校に保管されている上記11品目を含む毒物、劇物等の化学物質に関し、改めて保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等の周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

1. 化学物質等の現在の保管状況の把握、定期的な数量の確認及び簿冊等による確実な管理を行うこと
2. 施錠設備のある保管場所への保管及び確実な施錠を行うこと

3. 児童、生徒、学生等のみでの保管場所への立入り及び取扱いを禁止すること
4. 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号）第 16 条の 2 第 2 項に基づき、取扱いに係る化学物質等が盗難に遭い、又は紛失したときは、当該化学物質の悪用を防ぐため、直ちに警察署に届け出ること
5. 児童、生徒、学生等に対し、化学物質等の誤った取扱いによる危険性等について、指導を行うこと

（参考①）厚生労働省関連URL（毒物劇物の安全対策）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

（参考②）近年における学校等に保管されている毒物、劇物等の化学物質を窃取された事案等の報道

○平成 28 年 1 月 宮崎県 高校の化学準備室の硫酸等が窃盗された事案
宮崎県内の高校において、1 階の窓ガラスが割られていることを職員が発見し、警察へ通報。化学準備室のドアが破壊され、室内から硫酸の入った 500 ミリリットルの瓶 3 本や、硝酸の入った 500 ミリリットルの瓶 3 本等が盗まれていた。

○平成 30 年 1 月 静岡県 中学生が水銀を学校から持ち出し飛散させた事案
中学校生徒が理科の実験で使う水銀約 500 グラム（40CC）を持ち帰り、自宅敷地内に誤って落とし、飛散。水銀は通常、薬品庫に施錠して保管し、記録簿に使用日を記入するが、教諭は記入を怠っていた。

○平成 30 年 8 月 愛知県 高い殺傷能力を持つ爆発物を製造した事案
過酸化アセトン（TATP）や四硝酸エリスリトール（ETN）を製造したとして、爆発物取締罰則違反等の容疑で大学生を逮捕。逮捕前に、同人は名古屋市内の公園で爆発実験を複数回行っていった。逮捕後、原料について「多くは、通っていた高校から取ってきた」と供述。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程第二係
TEL 03-5253-4111(内線 2613)
FAX 03-6734-3734

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
企画調査係
TEL 03-5253-4111 (内線 3193)
FAX 03-6734-3737

4 文科総第 1796 号
令和 5 年 3 月 10 日

各 局 長
スポーツ庁長官 殿
文化庁長官

大臣官房総務課長
日 向 信 和
(公 印 省 略)

爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化に関する警察庁
からの依頼について（通知）

G7 広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事等に向け、テロ等の違法行為の未然防止に万全を期すため、学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化について、別添（「爆発物の原料となり得る化学物質の管理強化について」令和 5 年 3 月 2 日付け警察庁丁備企発第 44 号）のとおり、警察庁より依頼されております。

昨年 7 月 8 日、安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃されるという重大事件が発生し、使用された爆発物については、インターネットを通じて調達した化学物質で製造された旨が報じられたほか、近時、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が複数発生しております。過去には、学校に保管されている化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案も発生しており、今後も、爆発物を使用したテロ等違法行為が行われることが強く危惧されます。

このため警察では、爆発物の原料となり得る化学物質 11 品目（硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）への対策を推進しており、これらの化学物質の学校等における管理強化を一層推進することが求められています。

貴局・貴庁におかれては、既に「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化に関する警察庁からの依頼について（通知）（平成 30 年 12 月 18 日 30 受文科総第 2072 号）」に基づき、学校等に保管されている毒物、劇物等の化学物質の管理の指導等に万全を尽くしていただいておりますが、今般の警察庁からの依頼を踏まえ、上記 11 品目を含む毒物、劇物等の化学物質の管理強化に関して、改めて関係機関への注意喚起方お願い申し上げます（別表参照）。

また、貴局・貴庁において発出した通知等の写し、発出先一覧について、当課法令審議室審議第四係まで御提出願います。

(参考①) 厚生労働省関連URL (毒物劇物の安全対策)

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

(参考②) これまでに発生した学校等に保管されている毒物、劇物等の化学物質を窃取された事案等の報道等

○2016年1月 宮崎県 高校の化学準備室の硫酸等が窃盗された事案

宮崎県内の高校において、1階の窓ガラスが割られていることを職員が発見し、警察へ通報。化学準備室のドアが破壊され、室内から硫酸の入った500ミリリットルの瓶3本や、硝酸の入った500ミリリットルの瓶3本等が盗まれていた。

○2018年1月 静岡県 中学生が水銀を学校から持ち出し飛散させた事案

中学校生徒が理科の実験で使う水銀約500グラム(40CC)を持ち帰り、自宅敷地内に誤って落とし、飛散。水銀は通常、薬品庫に施錠して保管され、記録簿にその使用日を記入するが、教諭は記入を怠っていた。

○2018年8月 愛知県 高い殺傷能力を持つ爆発物を製造した事案

過酸化アセトン(TATP)や四硝酸エリスリトール(ETN)を製造したとして、爆発物取締罰則違反等の容疑で大学生を逮捕。逮捕前に、同人は名古屋市内の公園で爆発実験を複数回行っていった。逮捕後、原料について「多くは、通っていた高校から取ってきた」と供述。

— 本件問合せ先 —

大臣官房総務課法令審議室審議第四係
担当：後藤・國分（内線：2156）

(別表)

各局・スポーツ庁・文化庁におかれましては、以下の表に従い、注意喚起等をお願いいたします。

担当局課	講 ず べ き 事 項
総合教育政策局	専修学校及び各種学校を所管する都道府県の部局並びに放送大学学園に対して注意喚起
初等中等教育局	・ 都道府県及び指定都市の教育委員会 ・ 小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校を所管する都道府県の部局 ・ 附属学校を置く各国立大学法人の部局 ・ 学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の部局 に対して注意喚起 並びに都道府県の教育委員会から域内の市町村（指定都市を除く。）の教育委員会に対して周知依頼
高等教育局	国公私立大学及び高等専門学校に対して注意喚起
科学技術・学術政策局	所管の独立行政法人に注意喚起
研究振興局	所管の独立行政法人、大学共同利用機関法人及び日本学士院に注意喚起
研究開発局	所管の独立行政法人に注意喚起
スポーツ庁	所管の独立行政法人に注意喚起
文化庁	所管の独立行政法人及び日本芸術院に注意喚起

注意喚起：通知を作成し、対象機関に送付することにより行う。

警察庁丁備企発第44号
令和5年3月2日

文部科学省大臣官房総務課長 殿

警察庁警備局警備企画課長



爆発物の原料となり得る化学物質の管理強化について

警察では、G7広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事等に向け、テロ等違法行為の未然防止に万全を期すため、各種対策を推進しているところである。しかしながら、昨年7月8日、安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃されるという重大事件が発生し、使用された爆発物については、インターネットを通じて調達した化学物質で製造された旨が報じられたほか、近時、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が複数発生している。過去には、学校に保管されている化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案も発生しており、今後も、爆発物を使用したテロ等違法行為が行われることが強く危惧される。

このため警察では、爆発物の原料となり得る化学物質11品目（硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）への対策を推進しており、これらの化学物質を取り扱う販売事業者等に対して継続的に個別訪問を行い、盗難防止等のための保管管理の徹底、盗難・紛失発生時の通報、販売時における本人確認の徹底、不審な購入者に関する情報の通報等を依頼しているところである。

貴省におかれても、当庁からの要請（平成30年12月13日付け警察庁丁備企発第247号「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化について」）に基づき、管轄下の学校等に対して、管理の徹底等に係る指導を行っていただいているところ、これまでも、爆発物の製造に学校管理の化学物質を使用したとみられるケースが発生したことを踏まえ、学校等で使用する化学物質のうち、特に上記11品目の管理強化として、

- 定期的な数量の確認と簿冊等による確実な管理を行うこと
- 施錠設備のある保管場所への保管と確実な施錠を行うこと
- 学生等のみでの保管場所への立入り及び取扱いを禁止すること

について改めて指導するとともに、その取扱いに係る化学物質が盗難に遭い、又は紛失したときは、直ちに、警察へ届け出るよう周知徹底することとされたい。

また、学生等に対する、化学物質の誤った取扱いによる危険性等についての指導・教養の推進も含め、引き続き、同種事案の再発防止に向け、管轄下の学校等に対する指導を徹底することとされたい。